

(電子メール施行)
教体第1661号
令和4年1月17日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

学校内での感染防止対策の強化について

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が全国的に急増しており、本県においては、1月16日に過去最大の1,343人となっています。学校においても感染者数の増加が著しく、一部の部活動を含めてクラスターも発生しているところです。

こうした状況に鑑み、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、学校内での感染者数が大幅に拡大することを防止する観点から、県教育委員会独自の措置として、令和4年1月18日(火)から令和4年1月31日(月)までの期間、別添のとおり教育活動を制限することとします。

なお、各家庭における感染防止対策の徹底についても、引き続き注意喚起願います。

1 考え方

① 接触機会を減らす

特に、最終学年は進路への影響を考慮し、他学年との接触を極力行わないよう留意する

② マスクを外す活動を制限する

2 教育活動

- ・ 県外での活動は行わない

なお、計画済みの行事については、感染防止対策を徹底する

- ・ 保護者等を学校内に入れる行事（※進路指導は除外）は行わない

（学校外の施設を利用する場合の保護者参加の可否は学校の判断とする）

必要ならオンラインも検討

- ・ 修学旅行は、行き先の状況で実施の可否を判断

（行き先で感染が発生した場合の対応を十分確認のうえ実施すること）

3 部活動

- ・ 活動は、公式試合関連を除き、県外での活動を行わない

- ・ 練習試合・合同練習・合宿は県内外を問わず、行わない

（公式試合関連に向けた県内での練習試合は可）

- ・ 3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式試合関連を除き、参加を禁止